

玄海発電所第3号機及び4号機
設計及び工事の計画の認可申請(緊急時対策所機能の移行)に係る確認事項に対する回答(プラント関係)

No.	対象資料	事実確認事項	回答欄	反映すべき資料名 及び反映内容 (基本設計方針含む)	備考
1	全般	緊急時パラメータ伝送システムについて、本申請で伝送経路の変更(既設衛星アンテナの使用等)と伝送先の変更が行われていると理解しているが、各添付資料において、技術基準規則への適合性を明確に言及していないのはなぜか。すでに適合性が確認されている既設アンテナを使用するという説明であれば、その旨を明確に記載すべきではないか。	緊急時パラメータ伝送システムについて、伝送先の変更に伴い伝送構成を変更するが適合性が確認されている既設設備(アンテナ等)を活用する旨を補足説明資料1に追記する。	補足説明資料1	
2	添付資料1 全般	原子炉設置変更許可申請書と設計及び工事の計画との整合性について、それぞれどの申請書との整合性を示しているのか、具体的に説明すること。	補足説明資料13-1にて、添付資料1-1「発電用原子炉の設置の許可(本文(五号))との整合性に関する説明書」において、今回の設計及び工事の計画との整合性を説明する具体的な発電用原子炉設置変更許可申請書を示す。 また、添付資料1-1において、どの段階までの発電用原子炉設置変更許可申請書との整合性を示すのか明確化する。	添付資料1-1 補足説明資料13-1	
3	添付資料2 -2(3)-1-4-	既工事計画において確認された「津波の影響を受けない敷地高さ」について、既工事計画では、津波防護対象設備を選定し、当該設備の設置区画が入力津波によって影響を受けるかどうかを評価した結果を説明しており、敷地全体に対して津波影響を受けない敷地高さを評価したものではないと理解しているが、明確に説明すること。	重大事故等対処設備(緊急時対策所)は津波高さ以上に設置し、津波による損傷防止への適合性を示す必要があるため、第51条の申請対象とする。 上記内容について、基本設計方針、添付資料2-1及び補足説明資料1の記載を修正する。	基本設計方針 添付資料2-1 補足説明資料1	
4	添付資料2 -2(3)-1-4-等	津波及び火山に対する具体的な設計上の配慮については、平成29年8月25日付け原規規発第1708253号により認可した工事計画の「津波への配慮に関する説明書」及び「火山への配慮に関する説明書」に基づき、設計上の配慮を行った結果を記載しているという理解で良いか。	ご理解の通りです。その旨が分かるよう記載の適正化を実施します。	添付資料2-1	
5	添付資料4 -4(3)-3-	設置変更許可申請書の添付書類八や基本設計方針では、中央制御室に対し独立性を有する設計とする旨説明されているが、本項において独立性に係る具体的な設計内容について言及されていないのは何故か。	添付資料4の文章を以下のとおり下線部を追加し、独立性も考慮した設計である旨修正する。 (P3) 重大事故等対処設備(緊急時対策所)については、可能な限り多様性、独立性を有し、位置的分散を図ることを考慮した設計とする。	添付資料4	
6	添付資料4 -4(3)-19-	放射線が高くなるおそれがある場合には、放射線の影響を受けない異なる区画(緊急時対策所遮蔽内)から遠隔で操作可能な設計とするという理解で良いか。 また、今回の申請設備に関しては、基本的に緊急時対策所遮蔽内から遠隔操作が可能な設計としており、遮蔽外で操作が必要な設備に関しては、緊急時対策所立ち上げ時に操作を完了するとのことだが、遮蔽外で操作を行う場合には、実際の作業環境を考慮し、必要な場合には追加の遮蔽の設置するという理解で良いか。	重大事故等発生時に系統構成を行う設備については、緊急時対策所立ち上げ時に一部遮蔽外で手動操作を行います。ブルーム通過時は遮蔽内で遠隔操作及び手動操作可能な設計としています。 なお、ブルーム通過時は遮蔽外で操作を行うことはありません。	補足説明資料9-3	
7	添付資料4 -4(3)-21-	燃料設備及び加圧設備の可搬型の配管の接続は、簡便な接続規格を使用しているとのことだが、これらの配管は、低圧環境かつ小口径の配管という理解で良いか。	常設設備と接続する可搬型配管は、以下のとおり低圧環境かつ小口径の配管です。 ・燃料設備(最高使用圧力0.3MPa、口径25A) ・加圧設備(最高使用圧力0.99MPa、口径20A)		